

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は別に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）並びに横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号。以下「条例」という。）、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）第2章（以下「地区計画建築条例」という。）、横浜市特別工業地区建築条例（平成10年2月横浜市条例第2号。以下「特別工業地区条例」という。）、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。）、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）、<u>横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号。以下「都心機能誘導地区条例」という。）及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号。以下「不燃化推進条例」という。）</u>並びに横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）のうち法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）の規定に基づく申請に係る手数料に関する規定を施行するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第9条 法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項又は省令第10条の4の2第1項の認定関係規定の規定により認定を受けようとする者は、当該認定の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は別に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）並びに横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号。以下「条例」という。）、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）第2章（以下「地区計画建築条例」という。）、横浜市特別工業地区建築条例（平成10年2月横浜市条例第2号。以下「特別工業地区条例」という。）、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。）、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）、<u>横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号。以下「都心機能誘導地区条例」という。）及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号。以下「不燃化推進条例」という。）</u>を施行するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第9条 法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、<u>法第86条の8第1項若しくは第3項</u>又は省令第10条の4の2第1項の認定関係規定の規定により認</p>

申請の際、案内図、配置図その他当該認定を受けようとする事項の審査に必要な図書を市長に提出しなければならない。

2～4 (略)

(工事計画等に関する報告)

第17条の3 法第6条第1項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までに同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を、法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第14項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第17項の規定による通知をしようとする際併せて同表(ウ)欄に掲げる施工結果報告書を建築主事に提出するものとする。

2 (略)

(建築材料の試験)

第17条の5 1及び2(略)

3 第1項の規定により品質証明書及び材料試験の成績表の提出を求められた建築主は、法第7条第1項及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第14項及び第17項の規定による通知をする際、併せて、当該品質証明書及び材料試験の成績表を建築主事に提出しなければならない。

(駐車施設の構造に関する基準)

定を受けようとする者は、当該認定の申請の際、案内図、配置図その他当該認定を受けようとする事項の審査に必要な図書及び書類を市長に提出しなければならない。

2～4 (略)

(工事計画等に関する報告)

第17条の3 法第6条第1項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までに同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を、法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第19項の規定による通知をしようとする際併せて同表(ウ)欄に掲げる施工結果報告書を建築主事に提出するものとする。

2 (略)

(建築材料の試験)

第17条の5 1及び2(略)

3 第1項の規定により品質証明書及び材料試験の成績表の提出を求められた建築主は、法第7条第1項及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項及び第19項の規定による通知をする際、併せて、当該品質証明書及び材料試験の成績表を建築主事に提出しなければならない。

(駐車施設の構造に関する基準)

第20条 条例第4条の3第2項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 自動車の駐車のために供する部分又は車路に設ける特殊な装置は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認定したものによること。

(新規)

第20条 条例第4条の3第2項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 自動車の駐車のために供する部分に設ける特殊な装置は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認定したものによること。

（耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物に関する基準）

第20条の2 条例第16条第1項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(2) 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

ア 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

イ 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

ウ 政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に掲げる基準に適合しているこ

と。

- (3) 3階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

(削除)

(削除)

(全体計画認定において構造計算適合性判定を要しない工事)

第23条 横浜市手数料条例第2条第125号の2に規定する規則で定める工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 法第6条第1項の規定に基づく申請において構造計算適合性判定を必要とする工事
- (2) 法第6条の2第1項の規定に基づく申請において構造計算適合性判定を必要とする工事
- (3) 法第18条第2項の規定に基づく通知において構造計算適合性判定を必要とする工事
- (4) その他市長が法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく申請において構造計算適合性判定を行わなくても安全上支障がないと認める工事

(手数料の返還等)

第24条 横浜市手数料条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、当該申請又は通知に係る建築物の計画について構造計算適合性判定を求める前に法第6

条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しないことを認めた場合その他の当該計画に係る構造計算適合性判定に要する費用を横浜市が負担していない場合とする。

2 横浜市手数料条例第7条ただし書に規定する規則で定める額は、同条例第2条第125号の3アからオまで、第134号の2ア及びイ並びに第139号の9イ(ア)及び(イ)に掲げる額のうち、当該申請又は通知に係る建築物の計画に係る構造計算適合性判定に要する費用に相当する額とする。

(手数料の返還手続)

第25条 横浜市手数料条例第7条ただし書の規定による返還を受けようとする者は、手数料返還申請書(第14号様式)に、法第6条第13項若しくは法第18条第12項(バリアフリー法第17条第6項(バリアフリー法第18条第2項において準用する場合を含む。)、長期優良住宅法第6条第4項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。))及び低炭素法第54条第4項(低炭素法第55条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは省令第10条の23第9項の規定による通知書又は第16条第1項若しくは第5項の規定による届出書の写しを添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、手数料返還承認決定通知書(第15号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の手数料返還承認決定通知書を受けた者は、手数料返還請求書兼口座振込依頼書(第16号様式)に、当該手数料返還承認決定通知書の写しを添えて、速やかに市長に手数料の返還を請求しなければならない。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(削除)

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる

別表第1

	(ア)		(イ)	
			図書の種類	明示すべき事項
(略)				
(5)	条例第4条の3の規定が適用される建築物		(略)	(略)
			(略)	(略)
	第20条第8号の規定が適用される建築物	配置図	自動車の駐車のために供する部分の位置及び駐車台数	自動車の駐車のために供する部分の位置及び駐車台数
			特殊な装置の出入口の位置	特殊な装置の出入口の位置
		空地の幅及び奥行	空地の幅及び奥行	
		車路の幅員及び長さ	車路の幅員及び長さ	
		ターンテーブルを設ける場合にあっては、その位置	自動車を安全に回転させることができる装置を設ける場合にあっては、その位置	
		(略)	(略)	
(12)	条例第14条の規定が適用される建築物	条例第14条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	政令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法
(14)	条例第16条の規定が適用される建築物	条例第16条第1項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ

別表第1

	(ア)		(イ)	
			図書の種類	明示すべき事項
(略)				
(5)	条例第4条の3の規定が適用される建築物		(略)	(略)
			(略)	(略)
	第20条第8号の規定が適用される建築物	配置図	自動車の駐車のために供する部分の位置及び駐車台数	自動車の駐車のために供する部分の位置及び駐車台数
			特殊な装置の出入口の位置	特殊な装置の出入口の位置
		空地の幅及び奥行	空地の幅及び奥行	
		車路の幅員及び長さ	車路の幅員及び長さ	
		ターンテーブルを設ける場合にあっては、その位置	自動車を安全に回転させることができる装置を設ける場合にあっては、その位置	
		(略)	(略)	
(12)	条例第14条の規定が適用される建築物	条例第14条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	政令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法
(14)	条例第16条の規定が適用される建築物	条例第16条第1項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ

建築物	<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>
	(新規)	(新規)
条例第16条第1項ただし書の規定が適用される建築物	<u>配置図</u>	<u>敷地内における通路の位置及び幅員</u>
	<u>各階平面図</u>	<u>開口部及び防火設備の位置</u>
		<u>耐力壁及び非耐力壁の位置</u>
		<u>避難上有効なバルコニーの位置</u>
<u>2面以上の立面図</u>	<u>政令第115条の2の2第1項第3号に規定する窓その他の開口部の構造</u>	
<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>政令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分、同項第4号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>	
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

建築物	<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>
	法第27条第1項の規定に適合する建築物	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
条例第16条第1項第1号の規定が適用される建築物	<u>配置図</u>	<u>敷地内における通路の位置及び幅員</u>
	<u>各階平面図</u>	<u>開口部及び防火設備の位置</u>
		<u>耐力壁及び非耐力壁の位置</u>
		<u>避難上有効なバルコニーの位置</u>
(削除)	(削除)	
<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定するひさしその他これに類するもの並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>	
条例第16条第1項第2号の規定が適用される建築物	<u>配置図</u>	<u>敷地内における通路の位置及び幅員</u>
	<u>各階平面図</u>	<u>開口部及び防火設備の位置</u>
		<u>耐力壁及び非耐力壁の位置</u>
<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>	
法第27条第1項の規定に適合する建築物	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
(略)	(略)	(略)

(20)	条例第23条の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	(20)	条例第23条の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置					耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ					外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			床面積求積図	たな状居室の床面積の合計				床面積求積図	棚状居室の床面積の合計
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法				
	(新設)	(新設)	(新設)		法第27条第1項の規定に適合する建築物	法第27条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書		法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
(21)	条例第23条の2の規定が適用される建築物	条例第23条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	居住又は就寝のためのたな状部分の位置及び奥行	(21)	条例第23条の2の規定が適用される建築物	条例第23条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	居住又は就寝のための棚状部分の位置及び奥行
				室内通路の位置及び幅員並びに出口の位置					室内通路の位置及び幅員並びに出口の位置
			床面積求積図	室内通路の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式				床面積求積図	室内通路の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
			2面以上の断面図	たな状居室の部分				2面以上の断面図	棚状居室の部分
(22)	条例第23条の3の規定が適用される建築物	条例第23条の2ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	(22)	条例第23条の2の規定が適用される建築物	条例第23条の2ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	政令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法				耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
(22)	条例第23条の3の規定が適用される建築物	条例第23条の3第2号又は第3号の規定が適用される建築物	(略)	(略)	(22)	条例第23条の3の規定が適用される建築物	(削除)	(略)	(略)
			配置図	避難上有効な開口部の位置				(削除)	(削除)
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置				(削除)	(削除)
				耐力壁及び非耐力壁の位置				(削除)	(削除)
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ					(削除)	(削除)	

			<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法又は政令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>			(削除)	(削除)
		(新設)	(新設)	(新設)		条例第23条の3第2号の規定が適用される建築物	配置図 各階平面図	避難上有効な開口部の位置 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
		(新設)	(新設)	(新設)		条例第23条の3第3号の規定が適用される建築物	配置図 各階平面図	避難上有効な開口部の位置 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
							<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>
(23)	条例第23条の4の規定が適用される建築物	条例第23条の4第1項第1号本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		条例第23条の4の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
		条例第23条の4第1項第1号ただし書の規定が適用される建築物	<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>		条例第23条の4第1項第1号ただし書の規定が適用される建築物	<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法</u>
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(33)	条例第33条の規定が適用	各階平面図	客席等の位置			(33)	条例第33条の規定が適用	各階平面図 客席等の位置

	される建築物	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		床面積求積図	客席等の床面積の合計	
		2面以上の断面図	客席等の床面の位置及び地盤面からの垂直距離	
		耐火構造等の構造詳細図	政令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(48)	条例第48条の規定が適用される建築物	(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		条例第48条第2項の規定が適用される建築物	配置図	特殊な装置の出入口の位置
				空地の幅及び奥行
				車路の幅員及び長さ ターンテーブルを設ける場合にあっては、その位置
(略)	(略)	(略)		
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
(58)の2	条例第54条の規定が適用される建築物	法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

	される建築物	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		床面積求積図	客席等の床面積の合計	
		2面以上の断面図	客席等の床面の位置及び地盤面からの垂直距離	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(48)	条例第48条の規定が適用される建築物	(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		条例第48条第2項の規定が適用される建築物	配置図	特殊な装置の出入口の位置
				空地の幅及び奥行
				車路の幅員及び長さ 自動車に安全に回転させることができる装置を設ける場合にあっては、その位置
(略)	(略)	(略)		
(58)の2	条例第53条の9の規定が適用される建築物	条例第53条の9の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(58)の2	条例第54条の規定が適用される建築物	法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

別表第4

	(ア) 建築物の構造、用途又は規模	(イ) 指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(略)					
(5)	法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1号の規定による認定に限る。）をした建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		
(5)の2	法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。）をした建築物	基礎と土台、柱又は壁を接合する工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程		
(略)					

別表第4

	(ア) 建築物の構造、用途又は規模	(イ) 指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(略)					
(5)	法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1項第1号の規定による認定に限る。）をした建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		
(5)の2	法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。）をした建築物	基礎と土台、柱又は壁を接合する工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程		
(略)					







<u>第14号様式(第25条第1項)</u>  手数料返還申請書	<u>(削除)</u>
<u>第15号様式(第25条第2項)</u>  手数料返還承認決定通知書	<u>(削除)</u>
<u>第16号様式(第25条第3項)</u>  手数料返還請求書	<u>(削除)</u>